

北斗台地区公共ライドシェア 運行計画（案）

■はじめに

本市では、「新たなくらしと活力の創造を支える交通体系」を基本理念に掲げ、令和4年3月に「岡崎市地域公共交通計画」を策定した。同計画の基本目標において、「地域のニーズにあった地域主体の交通の実現」を掲げ、地域の実情に合わせた輸送資源の見直し及び地域が自らデザインする交通モードの導入に向けて取り組んできた。これに加え、令和6年6月に地域内交通導入の手引として「みんなでつくる 地域の交通」を策定し、さらには「共助交通」の具体的な検討、導入、運営を行うためのガイドラインとして令和7年5月に「“共助による地域内交通” 編」を策定し、地域内交通の導入を目指す地域の支援を進めている。

今回、公共ライドシェア（自家用車有償旅客運送）を行う北斗台団地は、本市の北部に位置し、最寄りの鉄道駅からは約4kmの距離にある。後期高齢者の増加率が高い地区であり、団地内に既存バス路線が乗り入れているが、団地内の高低差が大きいため、高齢化が進展する中、バス停までの移動手段の確保が必要不可欠な地域である。

そのような現状を受け、地域が主体となり、地域住民の日常生活における移動手段の確保を目的として、地域住民組織である「北斗台町内会バス協議会」が設立された。設立後は、同協議会が主体となり、地域住民へのアンケート調査や既存交通事業者との協議を行い、地域の実情に合わせた移動手段の導入について継続的に検討してきた。

令和6年度、グリーンスローモビリティ車両を使用した実証実験を行い、運行にあたっての課題の整理を行い、令和7年度には岡崎市地域公共交通会議において、北斗台地区について交通空白の認定を受けたことから、北斗台地区の住民が主体となる共助交通により、地域課題の解決を図るものとする。

北斗台地区公共ライドシェアの運行に関する事項

(1) 対象

北斗台地区に居住する住民、その親族及び訪問者とする。

(2) 運行概要

1) 運行主体

北斗台町内会

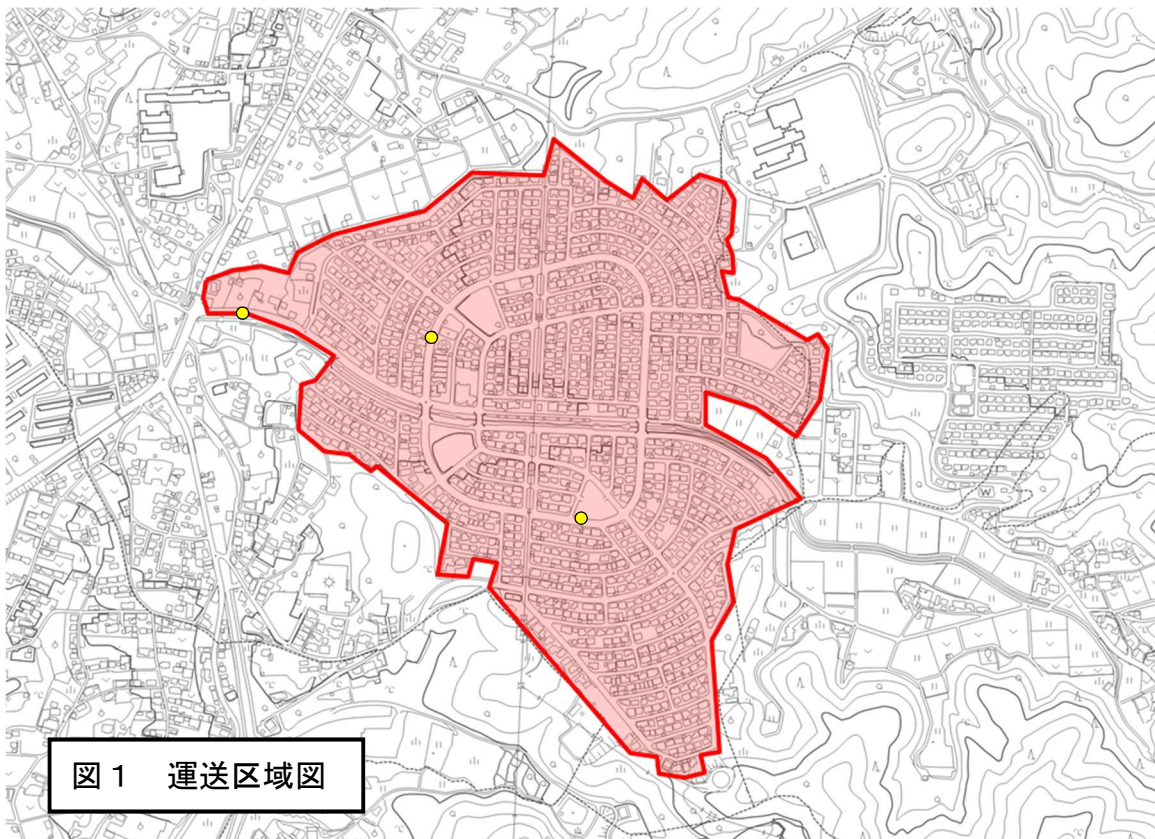
2) 運行日

原則として、月曜日、水曜日、金曜日とし、大雨、暴風等の警報時、災害発生時など安全な運行に支障がある日を除くものとする。ただし、利用者の利便性向上、地域行事、緊急時等において運行主体が必要と認めるときは他の曜日においても臨時に運行することができるものとする。

3) 運送の区域

運送の区域は以下に示す区域とする。

岡崎市細川町（北斗台地区）：字扇田、字上大針、字窪地、字鳥ヶ根、字長根



4) 運行形態

定時定路線の運行とする

【運行ダイヤ】

発	午前	午後
北斗台会館	10 : 00	14 : 00
	10 : 25	14 : 25
	10 : 50	14 : 50
	11 : 15	15 : 15
	11 : 40	15 : 40
	12 : 05	16 : 05

5) 運行ルート（定時定路線）

運行ルートは以下に示す通りとする。（図2 運行ルート図参照）

- ・ 北斗台会館→南コース→北コース→岡崎信用金庫駐車場（往復）→北斗台会館とする
- ・ 乗降はフリー乗降とする（停車に当たっては、交差点や曲がり角付近、カーブや上り坂の終わり等の見通しの悪い箇所は避けるとともに、後続車に配慮する。）



図2 運行ルート図

6) 運送の対価

1 乗車 50 円とする

7) 使用する車両

使用する車両は1台とする。

- ・運行車両は、タジマモーターコーポレーションのグリーンスローモビリティ車両 (NA02-6J) とする。
- ・利用者定員は4人とする。

- ・車両保管場所は、北斗台会館敷地内とする。



8) 運行体制

- ・運転手は北斗台地区の住民とする。
- ・運行スタッフとして、補助員が同乗するものとする

- ・運転手は、普通2種免許所持者又は普通1種免許所持者で大臣認定講習を受けた者とする。

9) 運行管理の体制

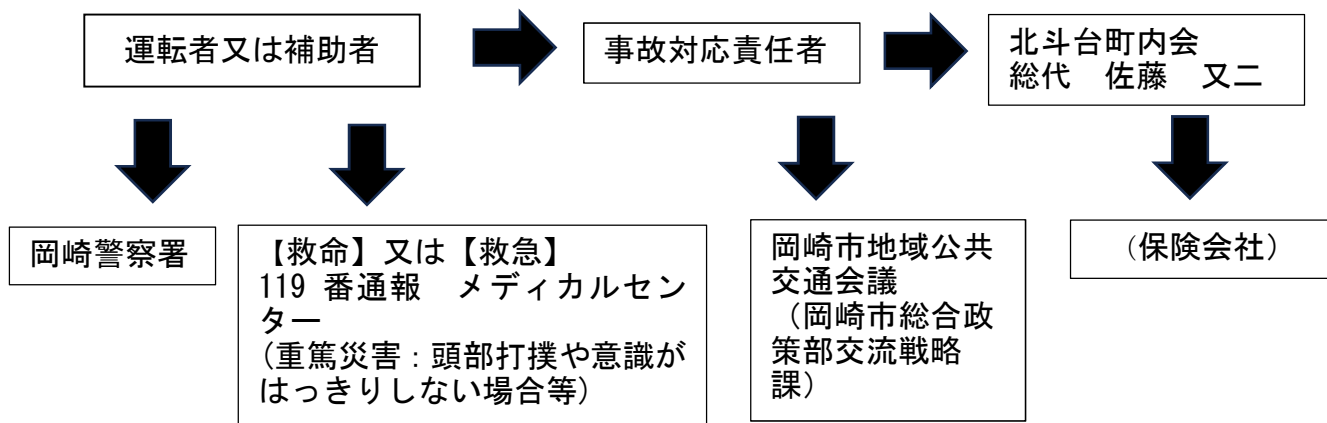
運行管理及び整備管理の責任者を定め、以下の対応を行う

- ・運行記録簿の作成
- ・運行前に運転手、補助員のアルコールチェック、健康状態の確認を行う。
- ・運行前後、車両の日常点検を実施する。

10) 緊急時の対応

事故対応の責任者を定め、以下のとおり対応する。

(ア) 事故発生時



(イ) 大雨、暴風等の警報時、災害発生時

- ・ 運行スタッフが安全な運行に支障があると判断した際、運行を中止する
- ・ 運行スタッフにより安全と判断された場合に再開とする。

(ウ) 苦情処理の体制

- ・ 苦情処理責任者、苦情処理担当者を定め対応する。